

義務履行に関する手続き (削減量が**不足**している場合)



2025年4月
東京都環境局

目次

はじめに	…	<u>2</u>
1 排出量取引の流れ	…	<u>4</u>
2 排出量取引における留意事項	…	<u>13</u>
相談窓口のご案内	…	<u>17</u>

はじめに

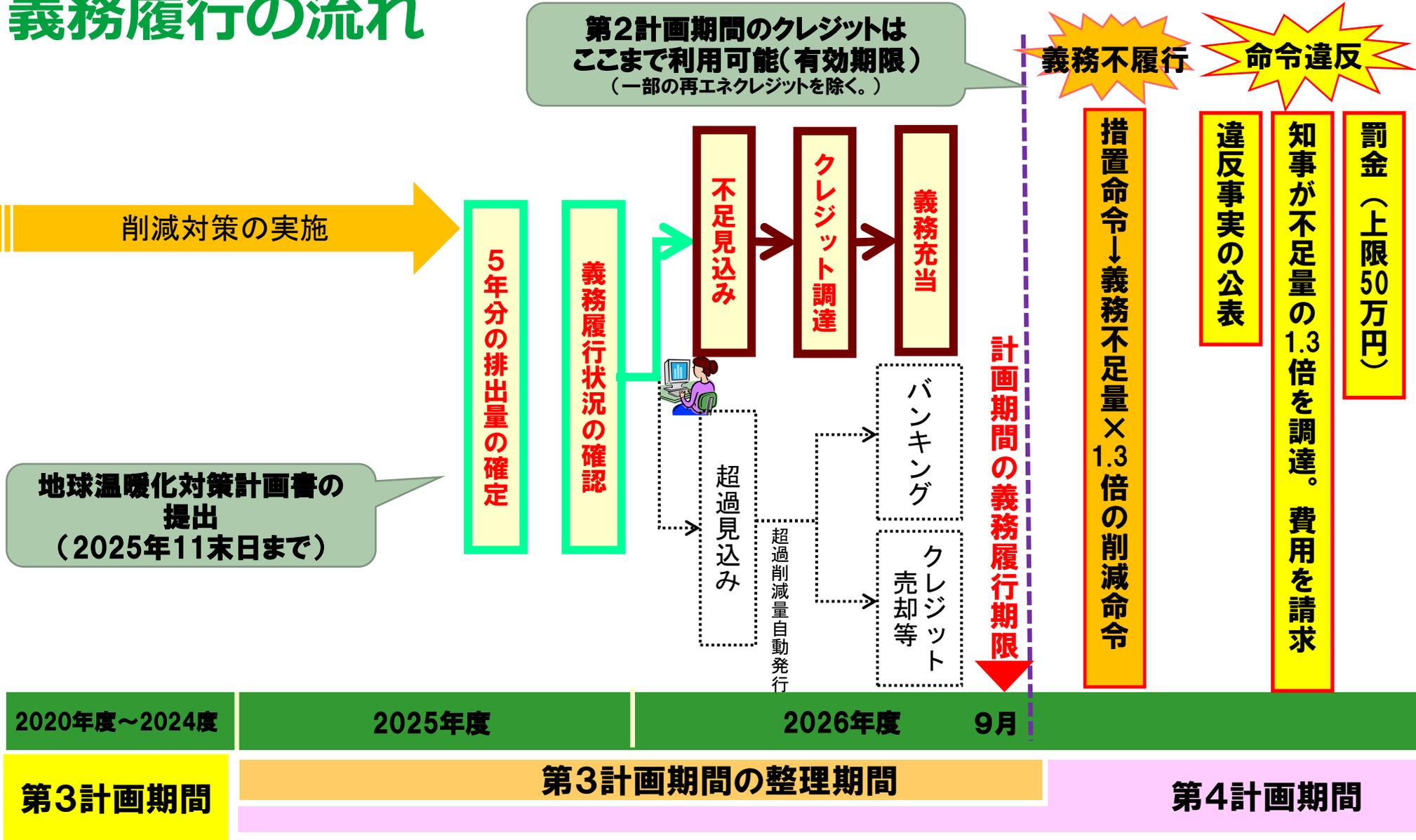
- ◆ 総量削減義務と排出量取引制度の第3計画期間の義務履行期限（義務履行を完了する期限）は、2026（令和8）年9月末日（※）までとなっています。

※ 東京都による義務履行状況の確定が、2026（令和8）年4月3日以降に行われた事業者は、確定の日から180日以内の日が期限となり、送付される通知に日付が記載されます。

- ◆ 第3計画期間において、自らの削減対策やバンキングしたクレジットの活用だけでは義務履行が難しい場合、計画的に排出量取引（クレジット購入等）を実施し、2026(令和8)年9月末日までに削減義務を履行する必要があります（※）。

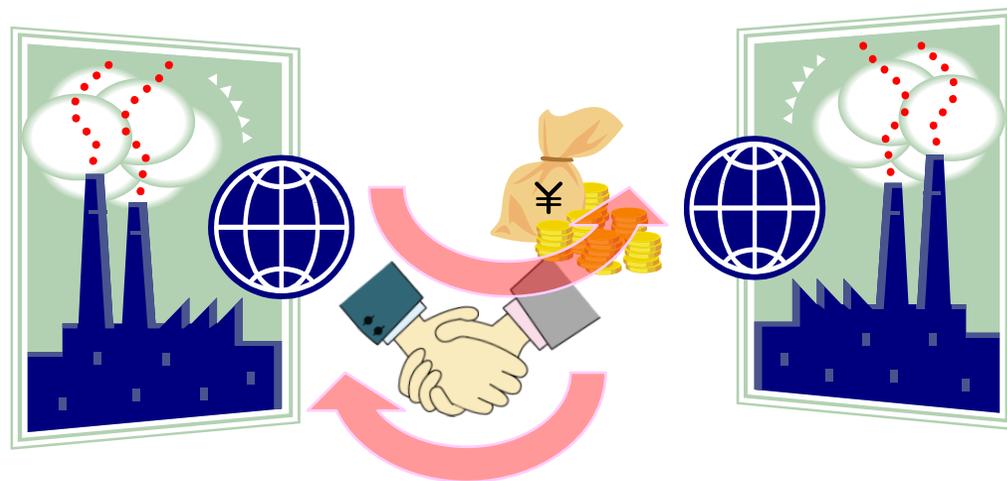
※ 義務履行期限が2026（令和8）年10月1日以降の事業者が所有するクレジットは、その義務履行期限まで使用可能です。

義務履行の流れ



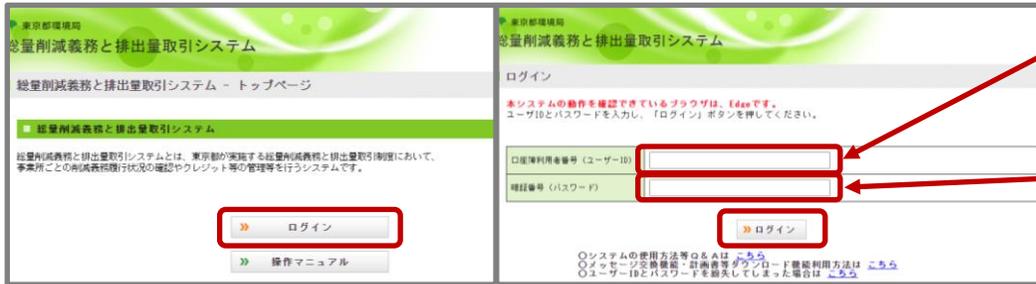
1 排出量取引の流れ

- 1-1 義務履行状況の確認
- 1-2 一般管理口座の開設
- 1-3 取引相手を探す
- 1-4 排出量取引の例
- 1-5 義務充当



1-1 義務履行状況の確認(指定管理口座(総量削減義務と排出量取引システム))

(1) 東京都環境局ホームページから「総量削減義務と排出量取引システム」にログイン
<https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage>



「口座簿利用者番号(ユーザーID)」を入力

「暗証番号(パスワード)」を入力
・初回ログイン時、「パスワード変更情報入力」画面表示
・2回目以降、変更後のパスワード使用
※変更した暗証番号の管理に御注意ください。

※システム利用可能時間：平日（月曜日～金曜日）の9時～24時

（年末年始（12/29～1/3）、ゴールデンウィーク(4/29～5/6)は平日（月曜日～金曜日）も含め利用時間外）

※指定管理口座の**口座名義人用口座簿利用者番号（ユーザーID）**と**暗証番号（パスワード）**をお手元に御用意ください。
（「指定管理口座開設通知書」、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」若しくは「口座簿利用者番号等通知書」のいずれかに記載されています。）

【注意】 口座簿利用者番号又は暗証番号を忘れた場合には、再発行等の手続きが必要です。（再発行までに2週間程度）

「口座簿利用者番号等通知申請書」：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kouzabo_riyousha/

(2) 「義務履行状況照会」ボタンをクリック



1-1 義務履行状況の確認(指定管理口座(総量削減義務と排出量取引システム))

(3)総量削減義務と排出量取引システムの義務履行状況照会から自らの事業所の義務履行状況を確認

【不足する削減量を確認】
「不足する削減量」が①に表示

【バンキング量を確認】
現在「保有するクレジット量」が②に表示
一般管理口座がある場合は、一般管理口座に保有するクレジット量も確認

【排出量取引をする必要があるかを確認】

② ※1 ※2
クレジット
保有量

<

①
不足する
削減量

排出量取引が必要

※1 一般管理口座にもクレジットを保有している場合は、そのクレジット量も加えて不足量を確認してください。
 ※2 指定管理口座に保有しているクレジットは、自動で義務充当されます。

□ 義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO₂

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
適用区分	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分	I-2	I-2	I-2	I-2	I-2		
トップレベル事業所の認定区分							
医療施設緩和措置							
決定及び 予定の 量	基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
	削減義務率	25%	25%	25%	25%		
実績	排出上限量						37,500
	削減義務量						12,500
特定温室効果ガス排出量		8,000	8,000	7,800	7,500		38,600
	排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500		11,400
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
超過削減量発行可能量	0	0	0	0	0		

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	0	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	1,100	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに移転 又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量	0	t-CO ₂

現在、指定管理口座に保有する超過削減量

□ クレジット保有状況

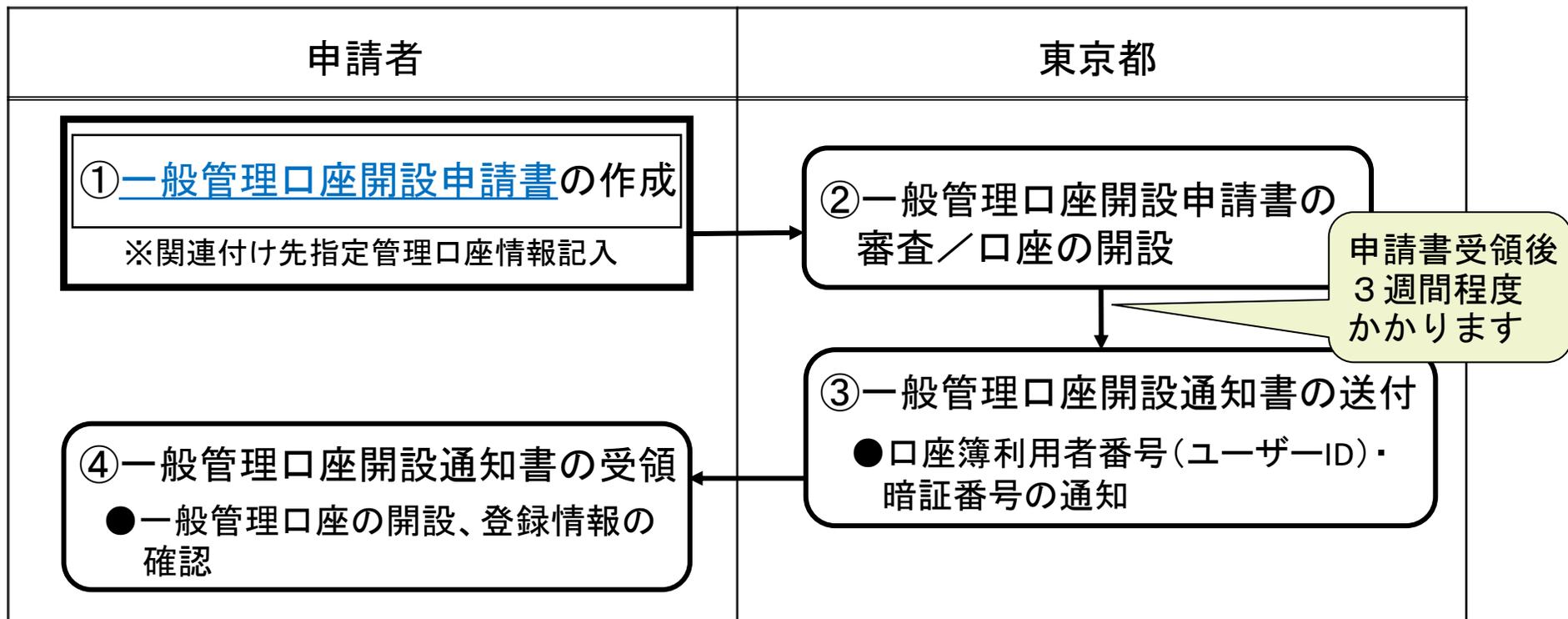
第1期クレジット	t-CO ₂
第2期クレジット	500 t-CO ₂
第3期クレジット	

第2計画期間のバンキング分(有効期限2026年9月末日)

1-2 一般管理口座の開設

- ◆ クレジットの購入・他者からの譲渡（排出量取引）には、一般管理口座を経由します。
- ◆ 一般管理口座をお持ちでない方は、一般管理口座を開設する必要があります。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu/



1-2 一般管理口座の開設 (一般管理口座のクレジット等の確認)

◆ 総量削減義務と排出量取引システムでの一般管理口座の画面



- ① 口座情報を確認できます。
- ② 一般管理口座で保有しているクレジットの詳細情報(クレジットの種類、クレジット量、利用可能な計画期間など)を確認できます。

1

■ 残高照会 (一般管理口座)

クレジットの保有残高の一覧は以下の通りです。

口座番号	130-110-0000-0
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	一般事業者法人1
口座名義人の代表者名(個人氏名)	一般事業者代表者名1
口座名義人の所在地(住所)	港区芝大門1丁目1番1号
総クレジット量	600 t-CO ₂

2

3ブロックのクレジット情報が検索されました。

項番	クレジットシリアル番号 (FROM-TO)	クレジットの種類 (再エネクレジット種類)	指定番号/クレジット 創出事業番号	クレジット量 (t-CO ₂)	削減年度	利用可能な 削減計画期間
1	130-1001~ 130-1100	超過削減量	0000	100	2015	第二・第三
2	130-1101~ 130-1300	都内中小クレジット	3001	200	2015	第二・第三
3	130-1301~ 130-1600	再エネクレジット (環境価値換算量) (風力)	-	300	2015	第三

1-3 取引相手を探す (総量削減義務と排出量取引システムの情報活用)

◆ 取引相手の探し方として、総量削減義務排出量取引システムの情報や東京都環境局のホームページ上で公表されている情報から探す方法等があります。

① 総量削減義務と排出量取引システムの「見積受付情報」を利用 (一般管理口座開設者が利用可能)

「見積受付情報」はシステム内の掲示板機能です。クレジットを売りたい方、買いたい方が、情報の登録や閲覧(照会)を行うことで、取引相手を探すことができます。

見積管理業務

登録

見積受付情報登録・変更

見積受付登録事業者照会

見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。
入力後は「確定」ボタンを押してください。

種別	取引種別	見積受付事業者としての登録	取引クレジットの種類	連絡先	備考(最大1,000文字) ※クレジット販売・購入業者の両方で自由に入力してください。	最終更新日
●	購入	希望する	超過削減額 取引中クレジット 再エネクレジット(環境価値換算) 再エネクレジット(その他削減減量) 取引中クレジット 特定連携クレジット	連絡先: 000000000 ▲▲電話番号: 333-3333-7777です。	購入備考	2023/03/09
○	販売	希望する	超過削減額 取引中クレジット 再エネクレジット(環境価値換算) 再エネクレジット(その他削減減量) 取引中クレジット 特定連携クレジット	連絡先: ▲▲0000000 ▲▲電話番号: 333-3333-7777です。	販売備考	2023/03/09

● クレジットを販売又は購入したい場合は、取引したいクレジットの種類、連絡先を任意で登録することが可能

照会

見積受付登録事業者照会検索結果

検索結果

25件の見積受付登録事業者が検索されました。

見積受付登録事業者名	所在地(住所)	取引種別	取引クレジットの種類	連絡先	備考	最終更新日
R04_軽微削減2_マニ ュアル 代表者名	所在地	購入	超過削減額 取引中クレジット 再エネクレジット(環境価値換算) 再エネクレジット(その他削減減量) 取引中クレジット 特定連携クレジット	連絡先: 000000000 ▲▲電話番号: 333-3333-7777です。	購入備考	2023/03/09
代表者名	所在地	購入	超過削減額 取引中クレジット	R04_軽微削減2_ST 002_更新後	R04_軽微削減2_ST 002_更新後	2023/03/07

● 【クレジット購入事業者】、【クレジット販売事業者】や【クレジットの種類】から検索することが可能

1-3 取引相手を探す(環境局ホームページの活用)

② 民間のクレジット販売・仲介業者、グリーンエネルギー証書の発行事業者を利用

東京都環境局HPで公表している、都開催の「排出量取引セミナー&マッチングフェア」に出展実績のある事業者の情報を活用

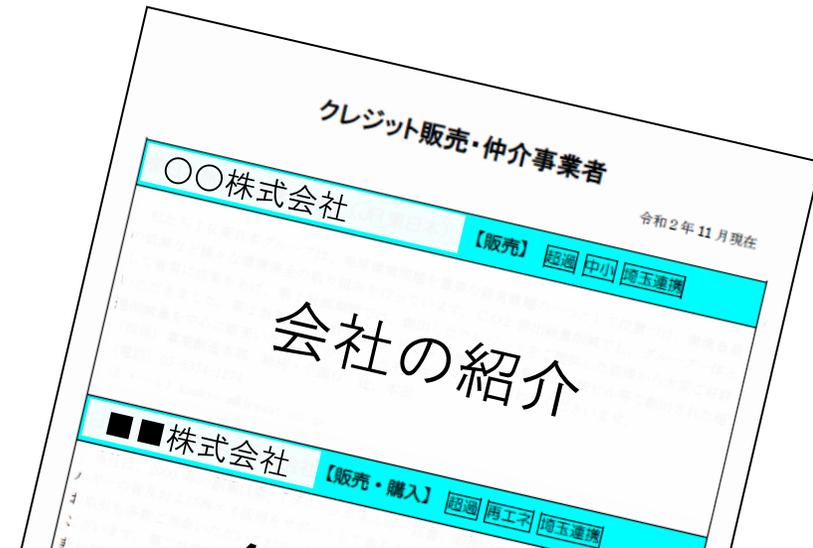
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/

▶ 民間のクレジット販売・仲介業者

様々なクレジット取引を仲介いただけます。

▶ グリーンエネルギー証書の発行事業者

グリーン証書を購入し、再エネクレジット(その他削減量)に変換し、義務履行に利用することが可能です。



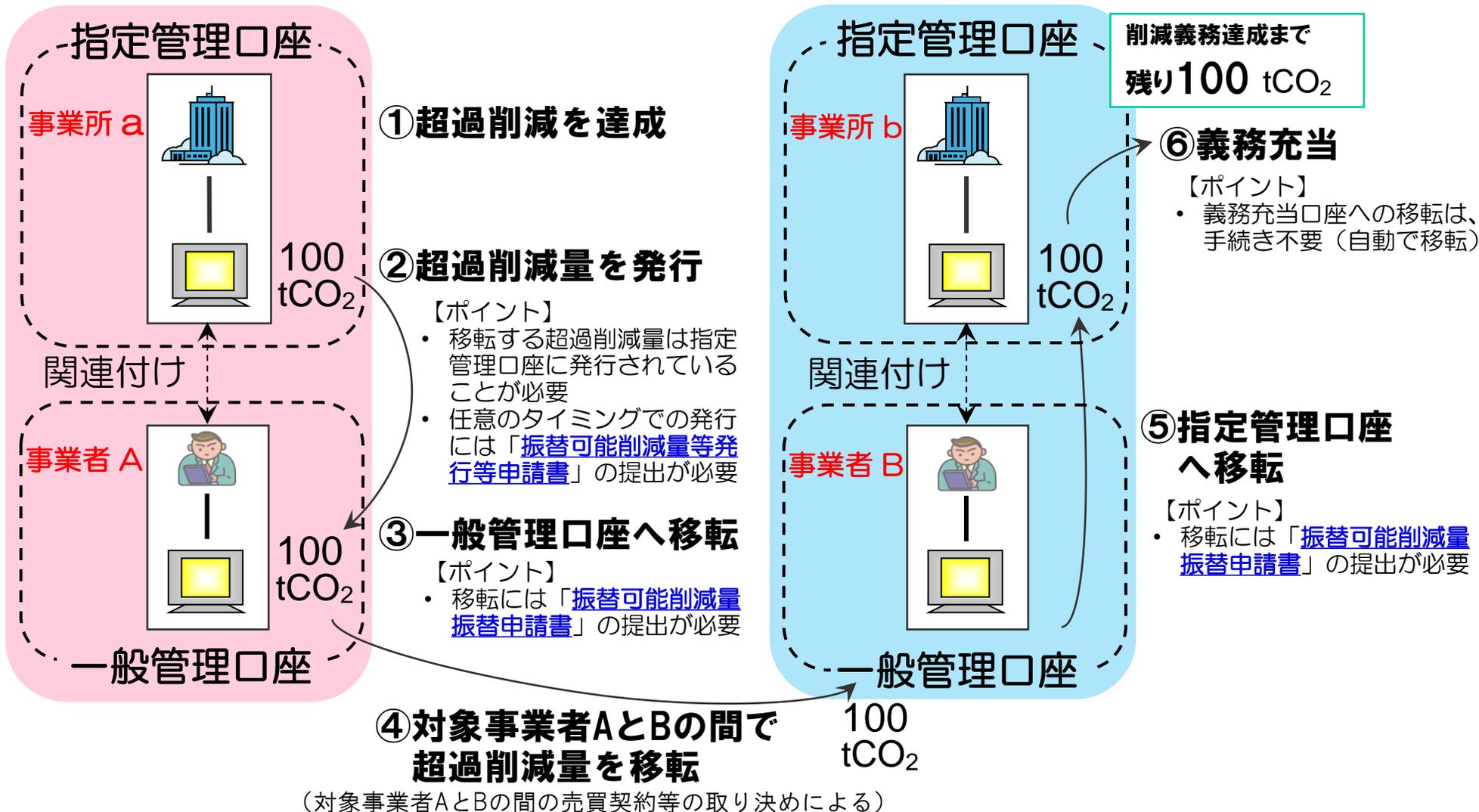
③ 公表データを活用

「事業所ごとの削減実績、地球温暖化対策計画書等の情報」を活用

※排出量データ等から、購入先候補を検討することが可能です。

<https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html>

1-4 排出量取引の例(超過削減量の他社との取引)



- 【ポイント】
- ・ 一般管理口座間の移転には「**振替可能削減量振替申請書**」の提出が必要
 - ・ 移転元の口座名義人が申請
 - ・ 都の審査完了後、総量削減義務と排出量取引システムの移転元口座で「移転実行」の操作が必要

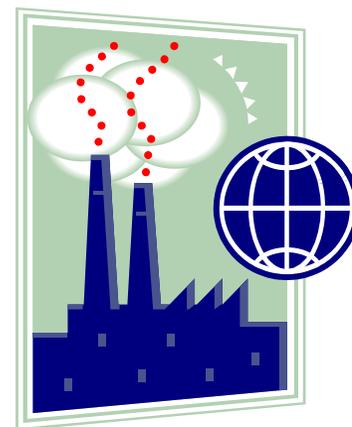
1-5 義務充当

- ◆ 義務充当については、原則として自動で行われ、申請は不要です。
- ◆ 一般管理口座に保有しているクレジット
→指定管理口座に振替を行うと、振替後遅滞なく知事が職権で義務充当します。
- ◆ 指定管理口座に保有しているクレジット
→義務充当申請期限（義務履行期限日の30日前）の翌日において削減不足量がある場合、知事が職権で義務充当します。
- ◆ 削減義務期間の途中で、義務充当申請※により任意のタイミングで充当することも可能です。
- ◆ 削減義務が履行された場合、東京都から特定地球温暖化対策事業者や指定管理口座の口座管理者に対する通知は行いません。自己の指定管理口座にアクセスし、クレジット等の義務充当状況を確認してください。
- ◆ 一度義務充当したクレジットは、再度指定（一般）管理口座に戻すことはできません。必要量を超えて義務充当しないよう注意してください。

※申請期限は、義務充当の対象となる計画期間の義務履行期限日の30日前までです。東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請してください。

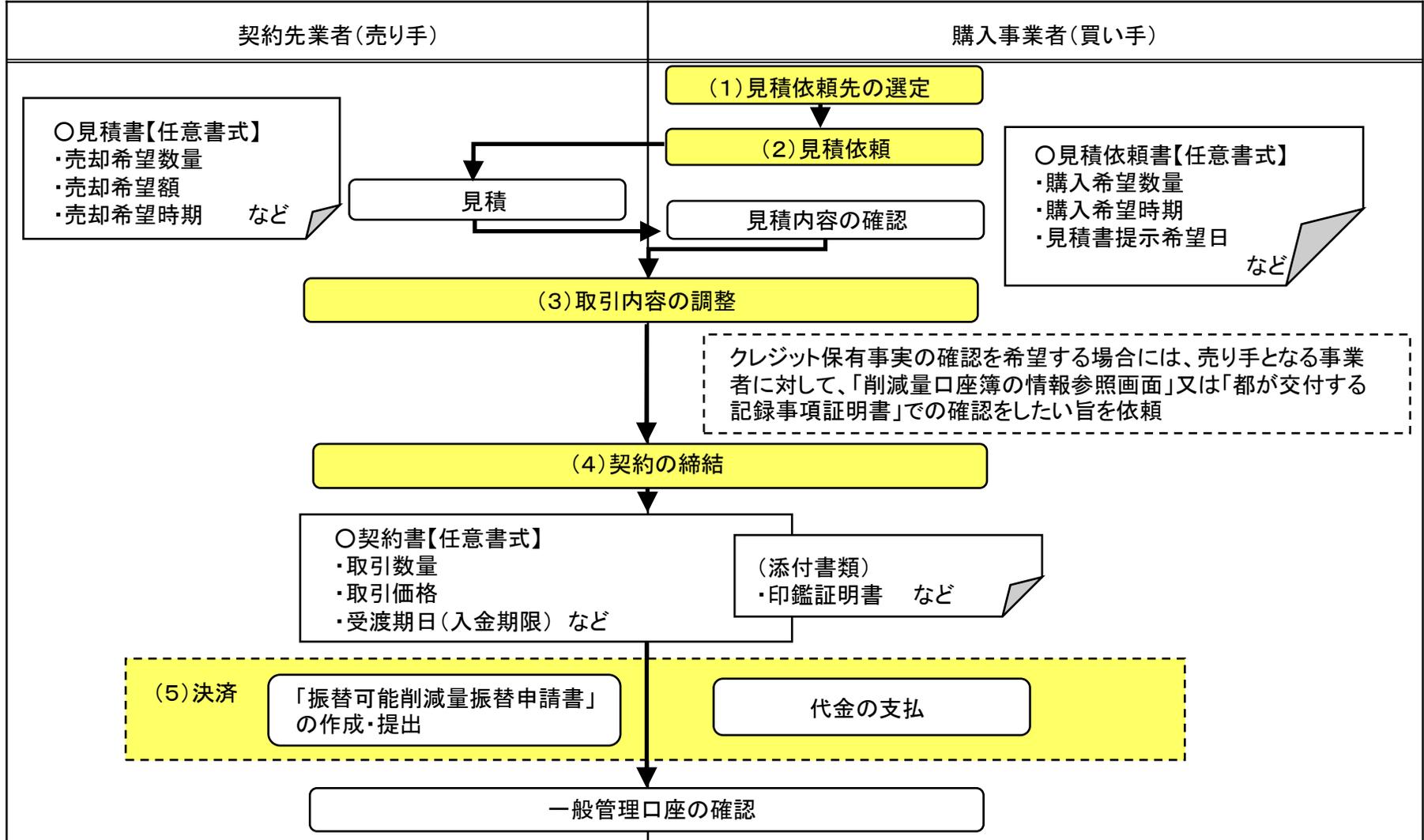
2 排出量取引における留意事項

- 2-1 クレジット購入における調整
- 2-2 その他の留意事項
- 2-3 義務履行に利用しなかったクレジット等の取扱い



2-1 クレジット購入における調整

◆ クレジットの購入には本制度上の手続の他に、社内外の調整が必要です。
時間に余裕を持って御対応ください。



※総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドラインも併せて御確認ください。

2-2 その他の留意事項

- ◆ 東京都の排出量取引は相対で行うため、東京都は個々の企業の取引交渉に関与しません。
- ◆ 取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定します。
- ◆ 排出量取引は売主・買主による契約（＝合意）に基づき行われる取引であり、契約行為（契約書の作成及び印鑑証明書原本の取り交わし等）が必要です。
- ◆ クレジットには使用可能な“有効期限（スライド16参照）”があります。将来的な義務充当を考慮してクレジットを取引してください。
- ◆ クレジット保有事実の確認を希望する場合には、売り手となる事業者に対して、「削減量口座簿（排出量取引システム）の情報参照画面」又は「都が交付する記録事項証明書※」の発行を依頼し確認してください。

※ 東京都への申請及び手数料(400円)が必要。発行までに10開庁日程度要します。
削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

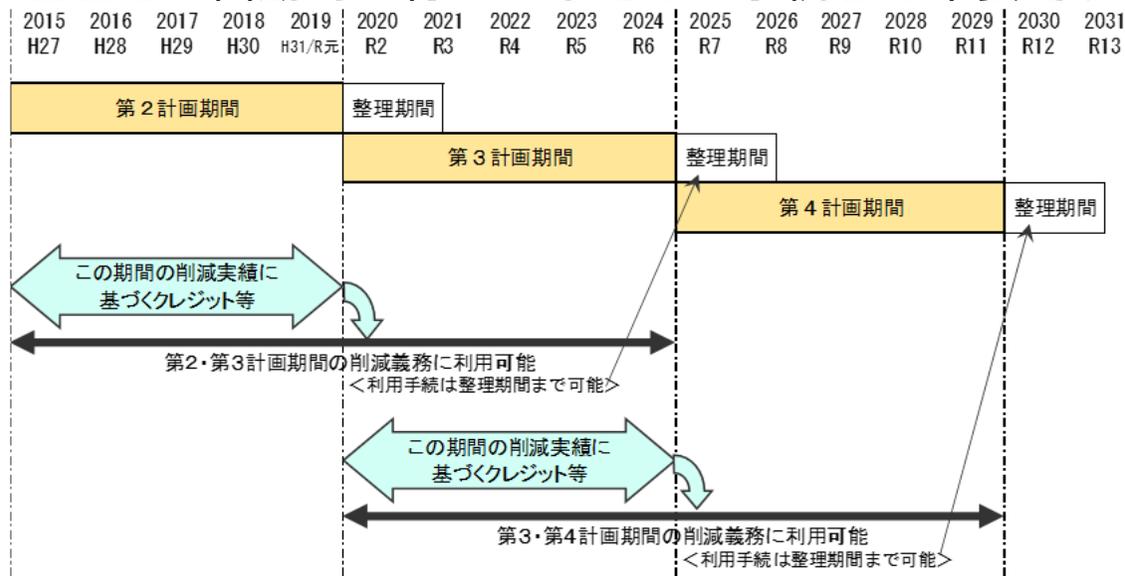
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kiroku_jikou_shoumei/

グループ企業内での排出量取引では契約が不要なこともあります(第2計画期間では義務履行のために行われた排出量取引(183事業所)のうちの約6割が同一法人・グループ企業内の取引)。

2-3 義務履行に利用しなかったクレジット等の取扱い

- 削減計画期間中に排出量取引等により超過削減量やオフセットクレジット等を取得したものの、当該削減計画期間の削減義務の履行に利用しなかったクレジット等のうち、翌削減計画期間まで有効期間があるクレジットは、翌削減計画期間に持ち越すことができます。これを「バンキング」といいます。
- バンキングは期日の到来とともに自動的に行われるため、手続きは不要です。

第2計画期間のクレジットの有効期限は2026年9月末日
(一部の再エネクレジットを除く。)



第 n 計画期間の削減量：第 n 計画期間及び第 n + 1 計画期間の削減義務の履行に利用可能
(有効期間は第 n + 1 計画期間の整理期間終了時まで)

第 2 計画期間の削減量：第 3 計画期間の整理期間終了時 (2026年9月末日) まで利用可能
第 3 計画期間の削減量：第 4 計画期間の整理期間終了時 (2031年9月末日) まで利用可能

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、
排出量取引に関する相談をお受けしています。

< 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口 >

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438 (受付時間：開庁日の9時～17時45分)

Email : **torihiki@ml.metro.tokyo.jp** (取引制度・クレジットの無効化に関するご質問)
ondanka31@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関係するご質問)